令和８年 11 月４日庁議資料
資　源　環　境　部

廃棄物処理手数料の改定について

１　改定理由

平成２２年３月に特別区長会で確認された「廃棄物処理手数料の改定ルール」に基づき、廃棄物処理手数料の算定を行った結果、廃棄物処理手数料原価と現行手数料との乖離があることから、２３区が統一的に廃棄物処理手数料を改定するものである。

２　改定時期

令和９年１０月１日

３　今後のスケジュール

令和８年１１月	改正条例案上程
１２月	建設委員会報告
	改定内容周知、関係団体への説明、新券印刷等
令和９年１０月	改定手数料施行

４　改定内容

区分	改定手数料	現行手数料
一　一日平均 10kg を超える量の家庭廃棄物を排出する占有者	一日平均 10kg を超える量 1 ㎏につき 53 円	一日平均 10kg を超える量 1 ㎏につき 46 円
二　事業系一般廃棄物又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を排出する事業者	1 ㎏につき 53 円 ただし、有料ごみ処理券を添付して排出するときは、５ℓまでごとに 50 円	1 ㎏につき 46 円 ただし、有料ごみ処理券を添付して排出するときは、５ℓまでごとに 43 円 50 銭
三　臨時に排出する占有者又は事業者	1 ㎏につき 53 円 ただし、粗大ごみについては、3,700 円を限度として品目別に規則で定める。	1 ㎏につき 46 円 ただし、粗大ごみについては、3,200 円を限度として品目別に規則で定める。

注）容積換算率は１ℓ（リットル）を０．１９kg に換算する。

粗大ごみの処理手数料改定について

粗大ごみの主な品目	廃棄物処理手数料		有料粗大ごみ処理券種別及び枚数	
	改定額	現行額	改定枚数	現行枚数
電子レンジ ゴルフ用具等	500 円 (10kg まで×53.0＝530)	400 円 (10kg まで×46.0＝460)	A 券 1 枚 B 券 1 枚	A 券 2 枚
プリンター 自転車等	1,000 円 (20 kg まで×53.0＝1,060)	900 円 (20 kg まで×46.0＝920)	A 券 2 枚 B 券 2 枚	B 券 3 枚
マッサージチェア 鏡台等	1,500 円 (30 kg まで×53.0＝1,590)	1,300 円 (30 kg まで×46.0＝1,380)	B 券 5 枚	A 券 2 枚 B 券 3 枚
ダブルベッド オルガン等	2,600 円 (50 kg まで×53.0＝2,650)	2,300 円 (50 kg まで×46.0＝2,300)	A 券 1 枚 B 券 8 枚	A 券 1 枚 B 券 7 枚
大型箱物家具等	3,700 円 (70 kg まで×53.0＝3,710)	3,200 円 (70 kg まで×46.0＝3,220)	A 券 2 枚 B 券 11 枚	A 券 1 枚 B 券 10 枚

注）100 円未満は切捨て

※A 券　1 枚 200 円、B 券　1 枚 300 円

事業系一般廃棄物等の処理手数料改定について

有料ごみ処理券の種別 (条例第 53 条第 1 項)	廃棄物処理手数料		一組の枚数
	改定額 @53.0	改定額 @46.0	
	10ℓ当たりの換算値 100 円／10ℓ (@53.0×0.19 ㎏×10ℓ≒100 円)	10ℓ当たりの換算値 87 円／10ℓ (@46.0×0.19 ㎏×10ℓ≒87 円)	
有料ごみ処理券・小 用途（10 ﾘｯﾄﾙ相当排出用）	1,000 円 (1 枚当たり 100 円) (1 枚当たり 13 円引上げ)	870 円 (1 枚当たり 87 円)	１０枚
有料ごみ処理券・中 用途（20 ﾘｯﾄﾙ相当排出用）	2,000 円 (1 枚当たり 200 円) (1 枚当たり 26 円引上げ)	1,740 円 (1 枚当たり 174 円)	１０枚
有料ごみ処理券・大 用途（45 ﾘｯﾄﾙ相当排出用）	4,500 円 (1 枚当たり 450 円) (1 枚当たり 59 円引上げ)	3,910 円 (1 枚当たり 391 円)	１０枚
有料ごみ処理券・特大 用途（70 ﾘｯﾄﾙ相当不燃排出用）	3,500 円 (1 枚当たり 700 円) (1 枚当たり 91 円引上げ)	3,045 円 (1 枚当たり 609 円)	５枚

注）容積換算率は１ℓ（リットル）を０．１９kg に換算する。